

工事請負契約等に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、下記業者に対し、入札参加停止を行いました。（1件1者）

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者
商号	中野町産業株式会社
代表者氏名	代表取締役 安間 文信
本店所在地	静岡県浜松市西区伊佐地町 3007-1
停止期間	1か月

3 入札参加停止の理由

中野町産業株式会社は、令和3年9月6日、浜松市内のアパート解体工事において、高さ3.5メートルの2階ベランダ上で下請事業者の派遣労働者が作業を行っていたところ、ベランダ端から地上に墜落するという死亡事故を発生させた。このことについて、同社及び同社社員は、浜松簡易裁判所から労働安全衛生法違反により、それぞれ20万円の罰金刑を受けた。

4 停止期間の始期及び終期

令和5年2月7日から令和5年3月6日まで

(参考) 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号

措置要件	措置期間
業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内